

厳 重 注 意（文書）

福知山市議会議員

荒 川 浩 司

小 原 彰 紀

水 谷 タツヤ

塩 見 聡

「新文化ホール再検討の進め方に関する要望書」が、令和7年3月19日に議員有志4人により執行機関に提出された。

新文化ホールにおいては、現在、執行機関が中心に再検討委員会により検討が続けられており、再検討はその過程で行われることは議会も了承しているものである。

また、議会全体の合意で「新文化ホールにかかる広聴会」を全議員で取り組み、市民の意見に対する議会の関わり方を意思統一したうえで、その内容を市側に伝えてきた経過もある。

福知山市議会では、新文化ホールにかかる事業は、所管の常任委員会が調査・審査等を行うとともに、会派や議員が市政に関する重要な政策及び課題に関し執行機関に対する政策提言等を行う場合は、「福知山市議会政策検討会議設置規程」によることとされていることから、再検討の進め方などの重要案件についての要望は議会の機関として行うべきものである。議長に報告もなく行った今回の行為は、議会内のルールや申し合わせ事項を軽視する行為であり慎むべきものである。

また、要望書の内容を確認したが、十分な調査を行わず、根拠が不明確であると言わざるを得ないものが含まれていることも判明した。

とりわけ、要望書において、説明を行った教授を利害関係が懸念されると表現することは、教授の名誉を傷つけることにつながることから慎重性が求められる。

さらに、再検討委員会の継続中に複数の議員が連名で執行機関に懸念事項を記載し要望することは再検討委員会の検討及び議論や執行機関の事業執行に影響を与えかねないとともに行政への不信感をあおり、市の信用を失墜させることにつながるものである。

今後は、福知山市議会の規律や議会の秩序を遵守し、二度とこのようなことがないよう厳重注意する。

令和7年4月25日

福 知 山 市 議 会

議 長 田 渕 裕 二